

(別表2)

補助対象経費

区 分		内 容	
整備活動に係ること	整備地面積の確定		作業者手当、雑費、保険料、事務費、委託料
	二次林整備	除伐	作業者手当、雑費、保険料、事務費
		刈払い	
		危険木伐採	雑費、事務費、委託料
	竹林整備	除伐	作業者手当、雑費、保険料、事務費
		皆伐	
		侵入竹林の皆伐	
幼竹の刈払い			
	危険木伐採	雑費、事務費、委託料	
作業の安全確保		受講料・研修代	
機材の配備に係ること	初回配備	救急医療用品	救急医療用品一式の購入に要する経費
		機材ストッカー	機材ストッカーの購入に要する経費
		整備機材	チェーンソー、刈払機、鎌、鋸、メンテナンスキット、砥石ヘルメット等の購入に要する経費
	補充配備	チェーンソーの替え刃、刈払機の替え刃、鎌、鋸、救急医療用品の補充に要する経費	
ただし、初回配備については整備活動参加人数が毎回10人以上となる整備団体に限り（別表3）の額を上限とし、補充配備については整備活動参加人数が毎回10～19人の場合は（別表3）の額を、20人以上の場合は（別表3）の額の2倍の額を上限とする。			
利活用に係ること		作業者手当、雑費、保険料、講師謝金、事務費	